

最近のトピックス

いりどりREPORT No.8では、「2022年度年金制度改正のポイント」と「彩DCプランにおける選択型DC導入」についてお伝えいたします。今後、皆さまの生活に影響のある内容ですので、ポイントをおさえておきましょう。

年金コラム

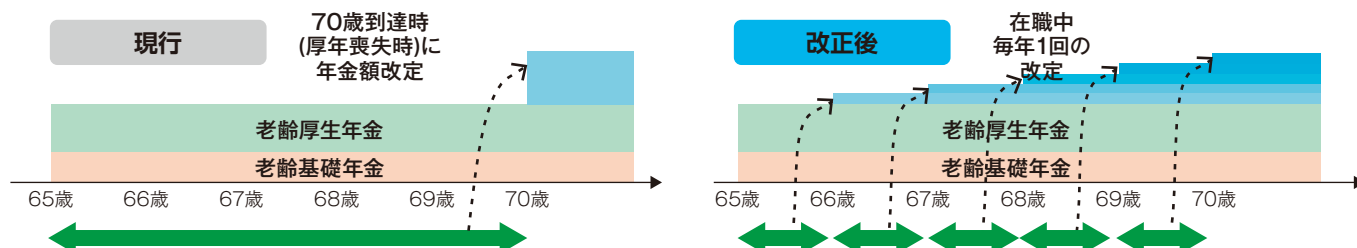
2022年度年金制度改正のポイント

2020年6月5日付で「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金制度改正法）」が公布されました。この法改正は、より多くの人が高齢期に多様な形で働くことが見込まれる中、年金制度に社会や経済の変化を反映させ、充実を図ろうとするものです。



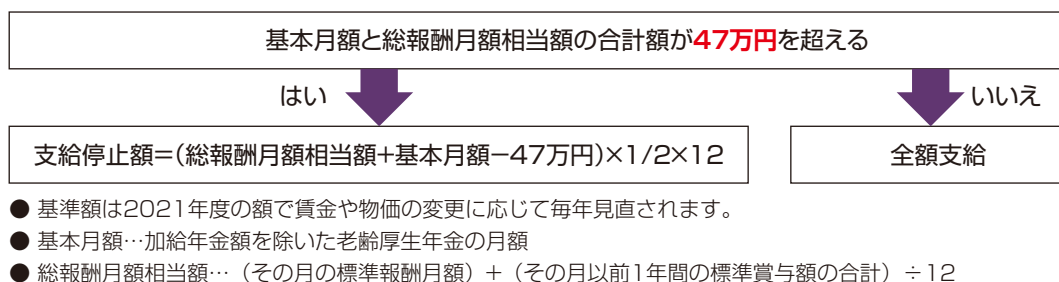
厚年 在職定時改定の導入(2022年4月1日施行)

65歳以上で在職中の老齢厚生年金受給者について、現在は資格喪失時（退職時または70歳到達時）に65歳以降の被保険者期間を加えて老齢厚生年金の額が改定されていますが（退職改定）、2022年4月からは、在職中であっても毎年1回（10月分から）年金額が改定されます。



厚年 在職老齢年金制度の見直し(2022年4月1日施行)

60～64歳の在職老齢年金（低在老）について、支給停止の基準額が「28万円」から現行の65歳以上の在職老齢年金（高在老）と同じ「47万円」に引き上げられます。



DC DCの脱退一時金受給要件緩和(2022年5月1日施行)

DCに加入している外国人の方は、帰国する際に脱退一時金を受給できませんでしたが、一定の要件を満たせば公的年金と同様に脱退一時金を受給できるようになります。

DC iDeCo加入可能要件緩和(2022年10月1日施行)

企業型DCとiDeCoの掛金との合算管理の仕組みを構築することで、企業型DCの加入者さまは規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、iDeCoに原則加入できるようになります。

また、企業型DCにおいてマッチング拠出を導入している場合、加入者さま毎に「マッチング拠出」と「iDeCo」を選択できるようになります。

年金制度改正法の中から4つのポイントをご紹介します。

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要(出典:厚生労働省)」詳しくはこちら⇒

